

## 浦賀・鴨居地域運営協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、浦賀・鴨居地域運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、浦賀・鴨居地域で暮らすすべての人々が互いに助け合いながら、地域の特性や実情にあった魅力あるまちづくりを実現するため、地域内の団体等のネットワーク化を図り、市と協働して地域自治を推進することを目的とする。

(活動及び効力の及ぶ範囲)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域内の各団体間における情報の共有化や相互連携を図ること
- (2) 地域のまちづくりに関わる企画、立案及び実施に関すること
- (3) 地域に関わる市の政策などへの参画、提案に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要なと認められる事項

2 浦賀・鴨居地域の全住民は、協議会の活動に伴う便益を享受することができる。

(会 員)

第4条 協議会は、下記の団体を会員として組織する。

- (1) 浦賀地区連合町内会及び鴨居地区連合町内会
- (2) 浦賀地区社会福祉協議会
- (3) 浦賀第1地区民生委員・児童委員協議会及び浦賀第2地区民生委員・児童委員協議会

- (4) 浦賀観光協会
- (5) 浦賀・鴨居地域の商店会
- (6) 浦賀・鴨居地域の小中学校のPTA
- (7) 浦賀・鴨居地域の青少年育成活動地域連絡会
- (8) 浦賀・久里浜第一地域包括支援センター及び浦賀・久里浜第二地域包括支援センター
- (9) その他、浦賀・鴨居地域で活動する団体で特に必要と認める団体

(委員)

第5条 協議会を構成する各団体は、1人から複数名の者を委員として推薦する。

2 委員の定数は、30名以内とする。

(役員及びその役割ほか)

第6条 協議会には、次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の出納事務を監査し、その結果を会則第7条に定める全体会に報告する。

3 役員は会則第6条に定める委員の中から互選する。

4 役員の任期は2年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 役員は再任されることができる。但し、会長職は3期を超えることはできない。
- 6 協議会は、全体会の承認を得て、顧問を置くことができる。

(全体会)

第7条 協議会の意思決定機関として全体会を置く。

- 2 全体会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 全体会は、次の事項を決定する。
  - (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること
  - (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること
  - (3) 協議会の役員を承認すること
  - (4) 会則の制定及び改廃に関すること
  - (5) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること
- 4 全体会は、関連する団体、専門家または学識経験者などのほか、会議に必要な者の参画を求めることができる。
- 5 全体会は、委員の過半数の出席により成立し、会議の議事は出席者の過半数によって決定する。

(部会など)

第8条 協議会には、必要に応じて、部会またはプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 部会及びプロジェクトチームの設置・運営などに関する事項は、全体会で協議して決定する。

(会議の公開)

第9条 協議会に関わる会議は、原則として公開とする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 会議の内容が非公開情報に係るものである場合
- (2) 会議を公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が

生じると認められる場合

(経費)

第10条 協議会の経費は、横須賀市からの交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(会計帳簿及び備品管理台帳)

第12条 協議会は、収入、支出及び備品を明らかにするために、会計帳簿及び備品管理台帳を整備するものとする。

2 浦賀・鴨居地域の住民が閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、会計帳簿及び備品管理台帳を閲覧させなければならない。

(監査と報告)

第13条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、全体会に報告する。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、横須賀市役所浦賀行政センターに置く。

(その他)

第15条 会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則などに関しては、全体会で定める。

附 則

1 本会則は、平成25年1月1日から施行する。